

岩手県監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年10月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
総務部行政経営推進課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、収入未済金の徴収が適正になされているか、事務事業の達成状況を検証し、その後の事業に反映しているか等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

旅行命令に従わない旅行が2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、本事案は令和7年度の旅費の執行について特に留意して監査を実施した結果確認されたものであり、執行管理体制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、適正な執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある仕組みの構築に努められたい。